

建設工事請負契約書

収 入
印 紙

契 約 条 件

黒澤酒造株式会社 (発注者、以下甲という。)と
注者、以下乙という。)とは、乙商品の売買並びに商品設置に付帯する工事
負債に関し、次のとおり約定する。

- 本契約に基づく甲乙間の商品売買並びに付帯工事の請負取引は、左記のとおりとする。工事の内容については別紙仕様書のとおりとする。
- 本契約により甲が乙に支払う代金は、付帯工事代金に優先的に充当し、支払金額が付帯工事代金額を超えた時点から商品代金の支払いに充当する。
- 本工事の完工予定は左記の通りとするが、天候不順その他止めを得ない正当の事由による遅延を妨げないものとする。その場合、乙は遅延の責任を負わない。
- 天災等不可抗力、その他乙の責に帰し得ない事由により工事を完成し得ない場合の責任は、信義則に従い両者の誠意により解決する。
- 着工後、工事内容を変更する場合は、そのときの出来高を一旦確認し、以後の工事内容・代金については甲乙協議して定める。
- 本商品および本物件の所有権は甲が本契約所定の代金を完済するまで全て乙に留保する。
- 甲は本契約代金を完済するまで、本商品および本物件に対し危険負担の責があり、善管義務をもって保管しなければならない。且つ、乙の承諾なしに本商品および物件の移動、加工および添付をしてはならない。
- 本商品の品質については、乙の定める品質保証制度により、工事については引渡後1年間乙が保証する。但し、取扱不注意、天災等不可抗力のような乙の責に帰せないものは乙の保証責任に含めない。
- 前記第8条にいう乙の保証とは商品の機械性能並びに工事機能を維持する保証のみをいい、庫内貯蔵物に損害が発生してもその損害については乙は免責される。
- 甲が次の一つに該当する場合、乙はその時の出来事を限度に本契約を解除することができる。甲は債務弁済につき期限の利益を失う。
 - 本契約の一つでも違反したとき。
 - 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
 - その他甲の財産状態が悪化する虞があると認められる相当の事由があるとき。
- 前記10条の場合、甲は本商品、物件を乙に無条件、且つ直ちに乙に引き渡すものとし、乙はこれを適正に換価処分し、債権の回収に充当できるものとする。但し、本物件の回収に充当できるものとする。
- 前記10、11条の各規約は乙の甲に対する損害賠償の請求権の行使を妨げない。
- 甲の連帯保証人は、甲が乙に対し負う本契約上の債務一切につき甲と連帯して履行するものとする。
- 本契約に定めなき事項については甲乙協議して解決する。

この契約の証として本書1通を作成し、甲がこれを保有し、乙は本書のコピーを保有する。

備 考

捨
印



契 約	令和 2 年 12 月 日
-----	---------------

発 注 者 (甲)	住所および氏名(社名) 長野県南佐久郡佐久穂町穂積1400 黒澤酒造株式会社 代表取締役社長黒澤孝夫 印 TEL 0267-88-2002
連帯保証人	印 TEL ()
連帯保証人	印 TEL ()

受 注 者 (乙)	
--------------	--

契 約 金 額	商 品 名	機 種	数 量	単 価	金 額
契 約 金 額 合 計					

価格有効期間	本契約締結日 ~ 令和 年 月 日
完 工 予 定	令和 年 月 日 着工 ~ 令和 3年 3月 8日 完成
設 置 先	長野県佐久穂町穂積1400
支 払 方 法	契約時
	着工時
	完了時 振込

注1.発注者および連帯保証人欄は本人署名のこと。 2.本契約書には発注者および連帯保証人の印鑑証明書を添付のこと。